

ひたちなか市教育委員会会議録

令和元年 第9回 ひたちなか市教育委員会 6月定例会 会議録					
令和元年6月5日		開会 午前11時00分		閉会 午前12時00分	
○場 所	東石川幼稚園				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 白石 愛子	委員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	参事兼指導課長			檜村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	学務課那珂湊第三小学校共同調理場長			大内 浩	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
○事務局員	総務課係長			狩谷 智則	出席
	総務課主事			嶋田 ゆりか	出席
○議 事					
1 議案	議案第14号	ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について【公開】			
	議案第15号	ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及びひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第16号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第17号	ひたちなか市社会教育委員の委嘱について【公開】			
	議案第18号	ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【公開】			
	議案第19号	ひたちなか市立那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について【公開】			
	議案第20号	ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について【公開】			
	議案第21号	ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校開校等準備委員会設置要綱の制定について【公開】			
	議案第22号	ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校PTA検討委員会設置要綱の制定について【公開】			
2 その他	（1）	公立学童クラブの夏季休業日における昼食の提供について【公開】			

令和元年第9回ひたちなか市
教育委員会6月定例会会議録

開会 11:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第14号 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について

教育長 議案第14号 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定については、5月定例会に引き続き、審議をお願いします。本日の審議では、前回いただいたご意見を踏まえ、案を作成しておりますので、事務局から説明をいただきます。また、採決につきましては、本日の審議内容も基本方針に反映させるため、次回7月の定例会で行いたいと思います。

指導課長 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について、ご説明いたします。

本案件は、5月17日の定例教育委員会議で提案させていただいたもので、継続審議となっているものであり、平成26年3月に策定された「ひたちなか市いじめ防止基本方針」の一部を改定しようとするものです。

前回、ご審議、ご意見をいただきました点を含め、全体的に文言整理をし、表現内容を再検討致しました。今回、その点につきまして提案いたします。委員の皆様には、再度の見直しをしていただきたいと考えておりまして、最終的には、7月の定例会で再度ご審議をお願いしたいと存じます。

今回、委員の皆様には、国や県のいじめ防止の方針を添付いたしましたので、こちらもご参考にしてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。下線の部分は、前回同様、平成26年度からの変更箇所です。そして、朱書きの部分は、前回5月の定例会議の後に、文言整理などの訂正を加えた部分です。今回は、主にこの朱書きの部分についてご説明いたします。

それでは、主な変更点を取り上げながら、具体的にご説明申し上げます。

1ページの1(2)の基本理念に、新たに「いじめは決して許されない」という言葉を追加いたしました。こちらは、国の方針を引用しております。

3ページの、3(4)の②と③の順番を入れ替えました。①は把握、②は相談体制、③④はアンケートに関する事として、その順序性を考慮しました。

③では、いじめの早期発見のために、少なくとも月1回の定期的なアンケートを実施する事を示しました。月1回の実施は、本市独自の取り組みで、いじめの発見に効果をあげておりますので、「定期的」を「少なくとも月1回」として定義しております。

す。また、④は、アンケートにおいて、認知件数が少ないときや、年間を通して認知件数が0であった場合に、「認知漏れ」がないことを確認するために公表するなどの対応を示しました。これは、国及び県の通知でも指示されております。

3ページの(6)のいじめの解消につきまして、少なくとも次の①、②の条件が必要であると共に、その他の事情も勘案して判断するものとしています。条件の①には、いじめが止んだ状態が、相当の期間続いていることとしました。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としています。ただし、状況により、さらに期間を継続することもございます。条件の②では、本人や保護者に面談などを行って直接的に確認することとしています。この2つの条件は国の方針にも示されております。

4ページの5(1)に、重大事態の定義とその判断につきまして記載いたしました。いじめによる相当の期間の欠席を余儀なくされている場合などは重大事態に該当いたします。この相当の期間とは、「不登校の定義」を踏まえ、年間30日を目安としていますが、30日という目安にかかわらず、学校や市教委の判断で重大事態として取り扱うことも示しました。

説明は以上です。なお、この方針は、5名の調査委員にもご覧いただき、ご意見をいただきたいと考えております。

【質疑、意見等】

石川委員 前回の定例会の後、指導課長と直接お話しする機会がありました。その時私が話した内容以上に丹念に見直しをしていただいたと思います。この後も関係する方々の意見も聞くとのことですので、素晴らしいものができるものと期待しております。

石田委員 いじめの重大事態マニュアルは市独自で作成するのですか。

指導課長 基本方針の中にも重大事態の対応について盛り込んでおりますが、これは国や県が出しているマニュアル、ガイドラインを踏まえて記載したものです。本市独自のマニュアル等を直ちに作成するという状況ではありませんが、当面、国・県のマニュアルやガイドラインを踏まえて重大事態に対応することになります。

教育長 各学校には県の重大事態対応マニュアルが配布されており、それぞれ教職員が持つように周知しております。このマニュアルに則って対応していくことを申し合わせております。

議案第15号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及びひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 本件の改正理由ですが、元号を改める政令の施行に伴い、教育委員会規則中の平成

31年5月1日以後の年月日を引用している規定について、新元号への改正を行おうとするものであり、対象規則は教育委員会内で2件ございます。その2つの改正を1本の規則に纏めて提案させていただきます。

改正文であります。第1条が奨学資金関係で、第2条が図書館の設置及び管理関係となっております。

まずは、私の方から第1条の「奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正」についてご説明いたします。

改正内容は、付則中「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に改めようとするものです。この日付は、4月の定例会の際に専決処分として報告させていただきました。奨学金を貸与する際に貸与者から提出して頂いております「奨学金借用証書」に貼付する印紙税に関する日付でありまして、現在の非課税措置は令和4年3月31日までの時限措置であることから、令和4年4月1日からは印紙税の貼付が必要であることを意味しております。

中央図書館長 第2条の「図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正」について、説明させていただきます。

付則第2項中、「平成32年3月31日」を、「令和2年3月31日」に改めるものであります。資料の6ページに新旧対照表を記載しておりますが、この経過措置につきましては、平成29年3月9日から新しい図書館システムが稼働したのと同時に、それまで市内居住者には図書利用カードの有効期間がなかったものを、新たに3年の有効期間を設定したことに伴う経過措置でございます。新システムが稼働した平成29年3月9日から平成29年3月31日までに利用カードの交付を受けた方は、一律に3年後の年度末の平成32年（令和2年）3月31日までの有効期間にするということで設けた規定でございます。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第15号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及びひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について、は全員一致で承認されました。

議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について

青少年課長 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

国において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われました。この改正内容は、これまで学童クラブの運営にあたる放課後児童支援員は都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならぬとされていましたが、平成31年度からは、指定都市についても放課後児童支援員認定資格研修を行うことができるとするものであります。

この改正を受け、本市の規則について、同様の内容に改める必要があるため改正しようとするものであります。

また、元号を改める政令の施行に伴い、所要改正を行うものであります。

改正文では、第7条3項に、「指定都市の長」を加え、付則第3項の「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改正するものです。

【質疑、意見等】

教育長 「指定都市の長」には、ひたちなか市は含まれますか。

青少年課長 ひたちなか市は含まれません。

* 議案第16号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について、は全員一致で承認されました。

議案第17号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について

青少年課長 ひたちなか市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

本案件は、ひたちなか市社会教育委員について、ひたちなか市PTA連絡協議会会長より市PTA連絡協議会選出委員の変更の申し出がありましたので、新たに高木氏を委員に委嘱しようとするものであります。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第17号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について、は全員一致で承認されました。

議案第18号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第19号 ひたちなか市立那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について

保健給食室長 学校給食センター及び那珂湊第三小学校共同調理場におきましては、適正な運営を図るため、ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例により、運営委員会を置くことになっております。施行規則第7条にございますとおり、運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号にかかげるものうちから教育委員会が委嘱しており、委員の任期は2年としております。

学校給食センター運営委員会は、9名の委員で組織しており、平成30年度、任期満了に伴い新たに運営委員を委嘱しているところです。

今年度は、2年任期の2年目にあたりますが、人事異動や役員改選等により4名の委員が退任されましたので、今回の委嘱につきましては、退任された委員の後任者を新委員とし、前任者の残任期間について委嘱するものです。

まず、共同調理場設置及び管理条例施行規則第7条第1項第1号 共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等の長の代表といたしまして、阿字ヶ浦小学校の田部田康弘校長と磯崎幼稚園の大内良彦園長。次に、第7条第1項第2号 共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等のPTA役員の代表といたしまして、磯崎幼稚園PTAの中島みき会長。次に、第7条第1項第3号 学識経験者といたしまして、市学校保健会養護教諭部会から磯崎小学校養護教諭の豊崎ひかり教諭となります。以上、学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきましての説明です。

那珂湊三小
共同調理場長 続きまして、議案第19号「ひたちなか市立那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

提出議案に関する条例・規則につきましては、議案第18号と同一でございますので、説明を省略させていただきます。

那珂湊第三小学校共同調理場は、昨年4月に新規開設し、運営委員会を新たに発足し運営委員9名を委嘱いたしました。

今年度は、2年任期の2年目にあたりますが、人事異動や役員改選等のありました委員の残任期間について後任の方を委員に委嘱しようとするものです。

まず、共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等の長の代表といたしまして、那珂湊第一幼稚園の青木みどり園長。次に、共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等のPTA役員の代表といたしまして、那珂湊第二小学校PTA 磯崎千晶会長、同じく那珂湊第三幼稚園PTA 比内裕美会長。次に、学識経験者といたしまして、ひたちなか市学校保健会養護教諭部会から那珂湊第二小学校の松枝幸子養護教諭。以上の4名です。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第18号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、議案第19号 ひたちなか市立那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について、は全員一致で承認されました。

議案第20号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について

中央図書館長 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

本件は、ひたちなか市立図書館設置及び管理条例第4条第3項の規定に基づき、図書館協議会委員を委嘱しようとするものであります。

図書館法第14条第2項では「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」と規定されております。また、ひたちなか市立図書館設置及び管理条例第4条第3項では、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する」と規定されております。

今回の委員の委嘱は任期満了に伴うもので、任期は令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となっております。14人の委員のうち、6人の方が新任、8人の方が再任となります。新任の方につきましては、学校教育の関係者として、市校長会より阿字ヶ浦小学校校長の田部田康弘さん、社会教育の関係者として、市PTA連絡協議会より河野周平さん、同じく市子ども会育成連合会より奥谷美鶴紀さん、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、読みきかせ連絡会より永沢ひとみさん、学識経験者として、茨城県立図書館より主査兼館内サービス課長の寺田雄一さん、市社会福祉協議会より常務理事兼事務局長の金子利美さんの6人となっております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第20号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について、は全員一致で承認されました。

議案第21号 ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校開校等準備委員会設置要綱の制定について

議案第22号 ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校PTA検討委員会設置要綱の制定について

総務課長

議案の内容を説明する前に、現在の平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備に係る検討・協議体制についてご説明させていただきます。

A3横長の別添資料「統合校の検討に係る組織図」をご用意いたします。

資料上段の統合校整備等推進委員会につきましては、教育長を委員長として、庁内関係各課長、校長会長、統合の対象となる学校長により組織されており、統合校の施設整備、学校運営等について総合的に調査、検討、協議等を行うため平成28年度より設置されております。この推進委員会の中には5つの検討部会が設けられており、各部会の所掌事項に関しこれまで協議を重ね、統合校の方向性について検討進めてきております。

また、右下の枠内の「関係各校連絡調整会議」については、統合の対象となる教職員や事務職員の方で構成されており、学校運営等検討部会等の下部組織として、学校運営の必要事項について検討を行っているところです。

本年度からは、これらの委員会等に加えて、推進委員会の各検討部会でとりまとめた統合校の方向性を具現化していくにあたり、地域・PTA・教職員の方々に協議・検討していただく場としまして、2つの委員会を新たに設置しようとするものです。

それでは議案の説明をさせていただきます。まず議案第21号「ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校開校等準備委員会設置要綱」の制定についてです。資料33ページをお開きください。こちらは条文の内容をまとめたものであります。1の設置目的と2の所掌事務についてですが、この委員会においては、地域の方の意見も踏まえ決定すべき事項である校名、校歌、校章の選定を行うこと、また地域の代表の方が構成員となっている委員会ですので、統合校について地域が関わる事項についての情報の共有を図る場として設置したいと考えております。3の組織については、地区内に4つある自治会（平磯町、平磯清水町、磯崎町、阿字ヶ浦町）、2つある地域コミュニティ（平中学区、阿中学区）、5つある対象学校（平磯・磯崎・阿字ヶ浦小学校、平磯・阿字ヶ浦中学校）のPTAの代表者及び学校長を構成員としております。4に委員会の進め方のイメージを示させていただきました。

31ページにお戻りください。条文ですが、只今説明をさせていただきました内容は第1条から第3条までです。補足させていただきたいのが、第3条の組織ですが、委員の推薦については、学校長を除いて、それぞれの組織の長又は長から推薦を受けた会員とし、会長以外の方の委員も認めております。次に第4条は委員長と副委員長を委員の互選により選出すること、及びその所掌内容を規定しており、第5条では会議について、第6条については、委員会の庶務を教育委員会事務局総務課で処理することを規定しております。また、この要綱の施行日については、公布の日から施行するものとしております。なお、要綱が施行されましたら、早速第1回目の委員会を今月下旬に開催しまして、9月までに決定したいと考えております統合校の「校名」について、協議を始めていきたいと考えております。議案第21号の説明は以上です。

次に議案第22号「ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校PTA検討委員会設置要綱」の制定についてです。資料は40ページをお開きください。こちらも先程と同様に、条文の内容をまとめたものであります。1の設置目的と2の所掌事務についてですが、この委員会においては、統合校において保護者の意見を踏まえ決定すべき事項について検討を行うものとして位置付けております。具体的には制服、体操服等の児童・生徒が学校生活で使用する物品の選定等を主な所掌事項とする予定です。また、登下校時の見守り活動やPTA組織自体の統合についても議論を進めていこうとするものです。3の組織については、地区内に5つある対象学校（平磯・磯崎・阿字ヶ浦小学校、平磯・阿字ヶ浦中学校）のPTA及び学校の代表者を構成員としております。検討にあたりましては、所掌する事項の性質が多様であることから、下部組織として性質別に、「制服等」、「通学等」、「PTA組織等」のワーキンググループを設置し、専門的に協議した結果を上部であるPTA検討委員会で吸い上げ、とりまとめていくことを想定しております。4に委員会の進め方のイメージを示させていただきました。

37ページにお戻りください。条文ですが、只今説明をさせていただきました内容は第1条から第3条までと次ページの第6条から第8条までのワーキンググループについてです。第9条では、委員会の庶務と、それぞれのワーキンググループの庶務を処理する所属名を規定しております。また、この要綱の施行日については、公布の日から施行するものとしております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第21号 ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校開校等準備委員会設置要綱の制定について、議案第22号 ひたちなか市（仮称）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校PTA検討委員会設置要綱の制定について、は全員一致で承認されました。

その他（1）公立学童クラブの夏季休業日における昼食の提供について

青少年課長 公立学童クラブにおきまして、今年度の夏季休業日（夏休み）に、保護者の負担軽減を図るため、希望者に対して、実費負担で昼食を提供してまいります。対象は、市内全小学校の学童クラブとなります。

提供方法としましては、市と協定を結んだ事業者が、各学童クラブにお弁当を配達します。

代金は1食あたり、消費税込みで400円程度を想定しております。

メニューについては、学校給食実施基準を参考に、栄養バランスを考慮した児童用の昼食にふさわしい主食、主菜1品、副菜2品で1食あたり530キロカロリーから700キロカロリーを目安とした昼食を考えております。

1食あたりのカロリーが表示された献立表を市が指定する期間ごとに作成して保護者にお知らせしたいと考えております。

提供の流れでございますが、夏休みの開設期間をお盆休み前後で、2期間に分けて、期間ごとにまとめて注文を受け付けて、発注を行う形で考えております。

今後のスケジュールでございますが、7月22日から提供できるよう、代金の取り扱いや配達時間など協議を進めてまいります。7月上旬には、保護者への案内、その後1回目の注文を受け付け、代金を受領し、業者への発注をしていきたいと考えております。2回目の注文については、8月上旬に受付、代金を受領し業者に発注していきたいと考えております。

なお、注文のキャンセルは受け付けますが、追加注文に関しましては、現金を取り扱うことや事務が煩雑化することから受け付けないこととしております。

【質疑、意見等】

石川委員 新たな試みが進んでいて、良いことだと思います。やってみないとわからないこと、我々が計り知れない問題が起こり得ますが、こういうサービスは大事であり、歓迎します。

西野委員 通常の学校給食の負担額はいくらですか。

保健給食室長 小学生が1食約245円、中学生が270円です。ただ学校給食の場合は、人件費、設備費は市で負担しております。

西野委員 金額的に負担を感じる人もいないのでしょうか。

青少年課長 なるべく安く提供できるよう、業者とは料金が400円から500円、指定時間内の配達を条件に協議を進めてまいりました。またコンビニエンス・ストアの弁当が500円程度からと考えますと、それよりも若干安く提供できるものと考えています。

石田委員 アレルギー対応は可能ですか。

青少年課長 アレルギー対応はしないことで進めています。業者としても対応できないとのことですので、お弁当持参をお願いしてまいります。

教育長 どのくらい的人数が利用するか、見込みはありますか。

青少年課長 事前のアンケートでは、約750人から回答があり、その内460人が利用するとの回答でありました。毎日利用するかどうかというところはございますが、そのくらいの方が利用を希望している状況です。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 12:00